

Handwritten notes at the top of the page, including "Civil Ordinance" and other illegible text.

RECEIVED

29 MAR 1996

Handwritten number "78-018" on the right side.

公正取引委員会事務局組織令

[昭和二十七年八月三十日号外] 政令第三百七十三号

[総理大臣署名]

沿革

- 昭和二十八年 九月 一日政令第二六三号 (第一次改正)
- 昭和二十九年 九月一八日政令第二六九号 (第二次改正)
- 昭和三十一年 二月 五日政令第一四号 (第三次改正)
- 昭和三十一年 九月三〇日政令第二六四号 (第四次改正)
- 昭和三十一年 三月三十一日号外政令第四九号 (第五次改正)
- 昭和三十一年 九月 一日政令第二七九号 (第六次改正)
- 昭和三十一年 一月 一日政令第三二六号 (第七次改正)
- 昭和三十一年 七月三十一日号外政令第二二四号 (第八次改正)
- 昭和三十一年 一月一八日政令第三三〇号 (第九次改正)
- 昭和三十三年 五月二十九日政令第一四六号 (第一〇次改正)
- 昭和三十四年 七月二十三日政令第二六〇号 (第一一次改正)

- 昭和三十五年 四月 一日号外政令第七一七号 (第一二次改正)
- 昭和三十六年 四月 一日号外政令第七〇号 (第一三次改正)
- 昭和三十六年 八月 四日政令第二七四号 (第一四次改正)
- 昭和三十七年 五月二十五日政令第二一八号 (第一五次改正)
- 昭和三十九年 三月三十一日政令第五八号 (第一六次改正)
- 昭和三十九年 七月一六日政令第二五一号 (肥料価格安定等臨時措置法施行令附則五項による改正)
- 昭和三十九年 七月一六日政令第二五四号 (小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整理に関する政令二条による改正)
- 昭和四〇年 一月二一日政令第六号 (第一七次改正)
- 昭和四一年 四月 一日号外政令第九三三号 (第一八次改正)
- 昭和四三年 四月一七号政令第七四号 (第一九次改正)

- 昭和四十四年 三月三十一日政令第四〇号 (第二〇次改正)
- 昭和四十五年 五月 一日政令第一〇八号 (第二一次改正)
- 昭和四十六年 六月三〇日政令第二二二一号 (卸売市場法施行令附則五項による改正)
- 昭和四十七年 六月三〇日政令第二四八号 (第二二次改正)
- 昭和四十八年 六月三〇日政令第一七七号 (第二三次改正)
- 昭和四十九年 六月二十八日政令第三三三三号 (第二四次改正)
- 昭和五〇年 四月 三日政令第九五号 (第二五次改正)
- 昭和五二年 二月 一日政令第三一八号 (第二六次改正)
- 昭和五四年 四月 四日号外政令第七九号 (第二七次改正)
- 昭和五八年 四月 五日号外政令第六八号 (第二八次改正)
- 昭和五九年 六月二一日号外政令第一九七号 (第二九次改正)
- 昭和六二年 五月二一日号外政令第一四〇号 (第三〇次改正)
- 昭和六三年 二月三〇日号外政令第三六六号 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律附則第二條第二項第三号の中小事業者の範囲等を定める政令附則二項による改正)
- 平成 元年 五月二十九日号外政令第一二八号 (第三一次改正)
- 平成 二年 六月 八日号外政令第一二五号 (第三二次改正)
- 平成 三年 四月二二日号外政令第一〇九号 (第三三次改正)

- 平成 四年 四月一〇日号外政令第一〇九号 (第三四次改正)
- 平成 六年 三月三〇日号外政令第八四号 (第三五次改正)
- 平成 七年 三月二十九日号外政令第一〇三三号 (第三六次改正)

[九五〇八]

本条…追加(昭和五九年六月政令一九七号)、一部改正(昭和六二年五月政令一四〇号)

(総務課)

第十条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 事務局の所掌事務の総合調整に関すること。
- 二 所管法令の制定及び改廃に関すること。
- 三 海外の独占禁止政策に関する事務で事務局の所掌事務に係るものの総括に関すること。
- 四 渉外に関すること。
- 五 国会との連絡に関すること。
- 六 広報に関すること。
- 七 文書の審査に関すること。
- 八 事務能率の増進に関すること。
- 九 委員長官印及び委員会印の管守に関すること。
- 十 文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 十一 官報掲載に関すること。
- 十二 国立国会図書館支部公正取引委員会図書館に関すること。
- 十三 地方事務所及び沖縄総合事務局との事務の連絡に関すること。
- 十四 審判の事務に関すること。
- 十五 審決及び審決の執行に関すること。

十六 課徴金の徴収に関すること。

十七 行政訴訟の事務に関すること。

十八 国際通商に影響を及ぼす制限的取引慣行に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他部課の所掌に属さない事務に関すること。

本条…一部改正(昭和二九年九月政令二六九号・三六年八月二七四号・四七年六月二四八号・四九年六月二三三号・五四年四月七九号)、旧二条…繰下(昭和五九年六月政令一九七号)、一部改正(昭和六二年五月政令一四〇号・平成七年三月一〇三号)

(庶務課)

第十一条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
  - 二 職員の職階、任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
  - 三 職員の教養及び訓練に関すること。
  - 四 庁内の取締りに関すること。
  - 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
  - 六 行政財産及び物品の管理に関すること。
  - 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 本条…一部改正・旧三条…繰下(昭和五九年六月政令一九七号)

(企画課)